

変更届【法人・役員変更】チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	
■ 建築士事務所名称、建築士事務所所在地、法人事務所名称、法人事務所所在地	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②法人役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③商業登記: 登記事項証明書 【履歴事項証明書】	3ヶ月以内に発行されたもの 原本 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
④理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後2週間が経過した場合
■ 法人役員(申請者である代表取締役)	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②法人役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③略歴書	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
④誓約書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
⑤商業登記: 登記事項証明書 【履歴事項証明書】	3ヶ月以内に発行されたもの 原本 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
⑥理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後2週間が経過した場合
■ 法人役員(申請者でない代表取締役・取締役等)	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②法人役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③誓約書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
④商業登記: 登記事項証明書 【履歴事項証明書】	3ヶ月以内に発行されたもの 原本 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
⑤理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後2週間が経過した場合

建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和3年4月より】

ご提出いただくようになりました。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1、この書類は申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2、全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな氏名	役名	生年月日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名又は名称.....

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

